

静教組教育政策提言
(2008~2009年度)

みんなで 学校改革を



静岡県教職員組合 2008年7月

静教組のめざす学びと学校のあり方

人との関わりを通したゆたかな学びの創造 学校・家庭・地域の協働による学校づくり

私たちがめざす「ゆたかな学び」とは…

- (1) 互いを尊重し、平和な社会を形成するために必要な感性、判断力を身につけること
- (2) 互いの思いや考えを伝え合うために必要な言語や表現方法等の知識・技能を体験的な活動を通して身につけること
- (3) 将来に対する夢や希望、自己肯定感、思いやりをもち、自分の生き方を問い合わせ続けること



I 学びの共同体としての学校づくり

- 1 学校と地域が一体となり、様々な人の関わりを通じた学びを創造する。
- 2 子ども・保護者・地域の考えを学校運営に反映する。
- 3 子どもたちの学びを支える豊かな学習環境を保障する。

II 30人以下学級の早期実現と学校裁量権の拡大

- 1 児童生徒の実態に柔軟に対応するため、30人以下学級の実現を図る。
- 2 学校運営方針や児童生徒の実態に基づいて、学習内容や予算・人事・学級編制等を決定することができるよう、学校の裁量権を拡大する。
- 3 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等を確保する。

III 学ぶ意欲と将来の夢につながる高校教育改革

- 1 学校間格差を解消し、多様な学びのニーズに対応できる魅力ある高等学校づくりを求める。
- 2 義務教育からのスムーズな接続が可能となるよう選抜制度を見直す。
- 3 将来に向け、職業知識や技能に加え、働くことの意義を含めた総合的な職業観の育成を図る。

IV 協力協働を基盤とし、同僚性が発揮される職場としての学校づくり

- 1 協力協働の関係を保障する学校運営組織を構築する。
- 2 教職員の力量向上と学校の活性化のため、自主的・自律的な研修制度を確立する。
- 3 相互理解と信頼関係に基づく一体感のある職場づくりをすすめる。



静岡県教職員組合

〒420-0856

静岡市葵区駿府町1-12 静岡県教育会館内
TEL:054-255-0156 FAX:054-255-3910
E-mail:create@stu.or.jp
HP:<http://www.stu.or.jp/>

I 学びの共同体としての学校づくり

- 1 学校と地域が一体となり、様々な人との関わりを通じた学びを創造する。
- 2 子ども・保護者・地域の考えを学校運営に反映する。
- 3 子どもたちの学びを支える豊かな学習環境を保障する。

= 様々な人が関わる「学びの共同体」づくりを =

「学力」とは、単に知識の習得の量としてではなく、社会の中で自ら課題を見出し、主体的に解決していく「生きてはたらく力」ととれます。この「生きてはたらく力」は、知識の習得や反復練習だけではなく、身近な生活との結びつきや様々な人との関わりを中心とした体験的な活動を通して身につくものです。そのため、総合学習のように学校の主体性が発揮できる時間が必要です。そして、子どもの実態と保護者・地域との連携を踏まえた学校独自のカリキュラムを組み、教育活動に様々な人が関わることのできる「学びの共同体」をつくりあげることが重要です。

= 学校運営に子ども・保護者・地域の考えを =

「学びの共同体」をつくりあげるために、保護者・地域との連携が不可欠です。そのためには、当事者である保護者と教職員がPTA活動を通じて、互いを理解し支えあっていくことが必要です。さらに、保護者・地域住民の代表者を交えた学校協議会を設置し、教育活動に関わる当事者による学校運営をすすめていく必要があります。また、学びの主体である子どもたちの参画も必要です。そのためには、子どもたちが、正しい権利意識をもつことが求められます。子どもの権利条約の理念をベースにした教育活動を推進することにより、子どもたちは、人がそれぞれ必要な権利を保有していることを学びます。そして、それを正しく行使することは、人権を尊重し平和な社会を形成することにつながります。保護者・地域住民・教職員はその活動をサポートする役となり、子どもの参画意識を高め、自己肯定感を育むことを意図して教育活動に携わるべきです。信頼と愛情を受けて育つ子どもには、自他を大切にする心が育まれるはずです。

= 学びを支える豊かな学習環境の整備を =

子どもたちが学ぶために、豊かな学習環境を整えることが急務です。例えば、読書活動推進のための司書教諭の全校配置や専任図書館司書の配置、蔵書の充実、コンピュータ関係の施設充実等、学びを促進する環境整備を求めていかなければなりません。

これまで学校教育の中で部活動が果たしてきた役割は大きいものがあります。しかし、指導者や施設の面で、子どもたちのニーズに対応しきれない実態があります。そのため、部活動は総合型地域クラブという形にし、社会教育の一環として行政がその枠組みを示して条件整備を行い、教職員や保護者、地域の様々な人が関わって運営していく必要があります。



II 30人以下学級の早期実現と学校裁量権の拡大

- 1 児童生徒の実態に柔軟に対応するため、30人以下学級の実現を図る。
- 2 学校運営方針や児童生徒の実態に基づいて、学習内容や予算・人事・学級編制等を決定することができるよう、学校の裁量権を拡大する。
- 3 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等を確保する。

=学ぶ権利が保障される30人以下学級の実現を=

21世紀を生きる子どもたち一人一人のために、個性や発達段階等に柔軟に対応できる教育環境の実現は喫緊の課題です。ところが、学力低下を懸念する声が高まることで、教育の方向性が大きく揺らぎ、教育現場に混乱を招いています。また、すべての子どもたちに生きる力を育む学習を保障するための教育環境が十分に整備されていないのが現状です。

近年、学校では外国籍の子どもの数が増加しています。また、LDやADHD、高機能自閉症等、配慮を必要とする児童生徒への適切な指導・対応も求められています。どの子も学ぶ権利が保障され、社会生活を営むために必要な知識・技能等を身につけることのできる学習環境を整えなければなりません。静岡県では、「中学校1年生支援プログラム」による35人学級が導入されていますが、他の学年や小学校への拡大はすすんでいません。私たちは、どの子どもにも寄り添い、大切に育てていきたいと強く願っています。一人一人の子どもの学びを充実したものにするためには、きめ細やかな支援が必要です。県民の合意形成を図りつつ「30人以下学級の早期実現」を教育行政に対して強く求めていきます。

=学校にもっと裁量権を=

現在、1学級あたりの子どもの数や教職員数は法律や条例によって定められており、学校や地域、子どもの実態に合わせて学級編制をすることはできません。それぞれの子どもや学校、地域に応じた教育が求められる今、これまで以上に学校の裁量権を拡大し、より機動性の発揮できる状態にすることが大切です。静教組立教育研究所の「教員の意識調査報告書」(2005年2月)では、「教育課程に関して、もっと学校の裁量権を拡大するべきである。」と考えている教員が80.1%、「学校予算や教職員の人事に関して、もっと学校の裁量権を拡大するべきである。」と考えている教員が88.3%であることが報告されています。この調査結果は、現在の裁量権拡大の方向性を現場の教職員が肯定的に捉えていることを表しています。学校予算や教職員人事などにも裁量権を拡大することを、教育行政に要求していきます。

=教育の機会均等を保障するために=

「ひとしく教育を受ける権利」は憲法26条に定められており、誰に対しても保障されています。その具現化を図る手段の1つが義務教育費国庫負担制度であり、教育の機会均等、全国的な教育水準の確保、義務教育の無償制を担保しています。経済格差が教育格差を生む状況が生じつつある今、制度の堅持はもちろんのこと、国の負担率を現行の3分の1から2分の1に復元すべきです。



III 学ぶ意欲と将来の夢につながる高校教育改革

- 1 学校間格差を解消し、多様な学びのニーズに対応できる魅力ある高等学校づくりを求める。
- 2 義務教育からのスムーズな接続が可能となるよう選抜制度を見直す。
- 3 将来に向け、職業知識や技能に加え、働くことの意義を含めた総合的な職業観の育成を図る。

=多様な学びのニーズに対応できる高等学校を=

私たちは、義務教育の立場から、子どもたちにゆたかな学びを保障し、将来を見据えた進路選択ができるよう、子どもたちの多様な学びのニーズに対応できる高等学校づくりを求めます。そのためには、学校間格差を解消し、構造と質の改革が必要です。現在の「普通科—専門学科の二元化システム」では、生徒の進路選択は二者択一的になり、柔軟な対応が困難です。県内5校に設置されている総合学科のように、子どもの多様な学びに対応することのできる高等学校を拡大するなど、カリキュラムやシステムの充実を図る施策が重要です。

=ゆたかな学びが保障される選抜制度を=

従来の「前期・後期制」入学者選抜制度は、2008年度入学者選抜より、従来の前期選抜の趣旨を生かした「学校裁量枠」と後期選抜の趣旨を生かした「共通枠」の2段階を含めた一本化方式に変更されました。このことにより受検期間の短縮による受検生の負担軽減や事務手続きの簡素化等の改善が図られましたが、義務教育での学習が確実に反映される選抜制度となるかを見守っていく必要があります。義務教育段階では、基礎・基本の定着とともに、問題をじっくりと考えたり納得がいくまで試行錯誤をしたりすることを通して、子どもたちが学ぶ楽しさや奥深さを実感できるよう努めています。高校入学者選抜制度は、こうした学びの質が保障される制度であるべきです。

=「働くこと」の意義を学ぶ職業教育を=

若年層の雇用問題は、いわゆるニート、フリーター問題に象徴されるように、流動化した雇用状況にあります。経済のグローバル化や技術革新、厳しい企業間競争による合理化・効率化等により企業の雇用条件が変化しています。また、非正規雇用の増大も大きな問題です。こうした状況において、若者が安心して将来を見通せる雇用環境をつくるための制度的改善やサポートを求めるとともに、子どもたちの労働観や生き方を育む職業教育が重要です。職業教育の果すべき役割は、「働くこと」の意義を理解し、各人の意欲や関心に基づく職業の自主的選択能力を培い、職業を通じた社会的自立を促すものです。単に特定の職業に就くための体験や技術習得に留まる学習だけでなく、産業社会がもつ諸々の矛盾や課題の解決に積極的にとりくもうとする姿勢を育てる視点からの職業教育を推進することが求められます。

IV 協力協働を基盤とし、同僚性が發揮される 職場としての学校づくり

- 1 協力協働の関係を保障する学校運営組織を構築する。
- 2 教職員の力量向上と学校の活性化のため、自主的・自律的な研修制度を確立する。
- 3 相互理解と信頼関係に基づく一体感のある職場づくりをすすめる。

=協力協働を基盤とした学校運営組織を=

今、教職員評価や「新しい職」の課題が議論される中、学校運営組織のあり方が問われています。学校では、教育の自由が保障されており、教諭、養護教諭、事務職員、栄養教職員等がそれぞれの専門分野において力を発揮しています。そして、一人一人の子どもに対し、それぞれの立場から子どもの成長を支えているのです。専門職として教育に携わる教職員集団が効果的に機能するためには、同僚性が確保され協力協働の関係が生かされる学校運営組織が不可欠です。

=日常の教育実践をベースにした研修を=

授業をはじめとした教育活動は、活発な議論無くしては成り立ちません。教職員が、自らの実践や子どもの表れについて率直に語り合うことは、非常に意義あることです。教科や担当学年等の枠を越え、子どもの「学び」に視点をあて、個別課題を共有化することで教職員の同僚性は高まります。日常の教育活動を基盤とした研修を充実させ、教職員自身が力量向上に努めることができる自主的・自律的な研修制度を求めていきます。

=相互理解と信頼関係に基づく職場づくりを=

学校では、次々に寄せる教育改革の波や様々な外部からの依頼への対応が増加するなどして、職務の複雑化や職場の多忙化がすすんでいます。そのようなことから、教職員間のコミュニケーションがとりにくくなり、仕事上の悩みがあっても相談できない状況があります。一人で悩みを抱え込んで精神疾患に陥るケースも増加し、メンタルヘルス対策の必要性が強く叫ばれています。このことは、子どもにとって良い教育環境とは言えません。子どもの笑顔があふれる学校づくりをめざすためには、教職員が職場において悩みを分かち合い、共に支え合うことのできる人間関係で結ばれていることが大切です。

教職員間の相互理解と信頼関係に基づき、個々の個性や専門性を生かしつつも、一体感のある教職員集団としてまとまることが重要です。

